

各 位

平成 17 年 2 月 16 日
社団法人 日本監査役協会
会 長 笹 尾 慶 蔵

会社情報等の信頼向上に向けた証券取引所の上場諸規則の改正
への対応について

(株)東京証券取引所(以下「東証」)、(株)大阪証券取引所、(株)ジャスダック証券取引所等の各証券取引所は、このほど会社情報等に対する信頼向上のため上場諸規則を改正し、各社の情報取扱責任者宛通知いたしました。

この改正は、先般来、会社情報の開示が適切に行われず、多くの投資者の信頼を損なうような事例が相次いで判明したことを受けて、証券市場に対する投資者の信頼の維持・向上を図る観点から上場管理制度全般にわたり見直しがされたことによるものであり、金融庁による「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応」(平成 16 年 11 月 16 日及び 12 月 24 日付公表)の一環として行われたものであります。

今般の改正には、1) 上場会社は、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨む旨を宣誓し、上場会社の代表者による署名がなされた宣誓書を提出すること(最初の宣誓書の提出期限は東証は 2 月 28 日迄、それ以外の取引所は 3 月 31 日迄)、2) 上場会社が有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣に提出した場合、遅滞なく「有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する確認書」を提出すること(東証は 1 月 1 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書又は同日以後に終了する中間会計期間に係る半期報告書から適用、東証以外の取引所は同 2 月 1 日)が義務付けられるなど、重要かつ早急の対応を要する事項が含まれております。

企業情報開示の適正性・信頼性の確保に関しては、監査役監査基準において監査役は、取締役が適切な情報作成・開示体制を構築・運用しているかを監視・検証する旨明確にしているところであり、上場会社の会員各位におかれましては、このたびの上場諸規則改正の重要性に鑑み、各社が適切に対応されるよう企業情報開示の適正性の実効的確保に向けて取り組まれることを改めて要請いたします。

以 上